

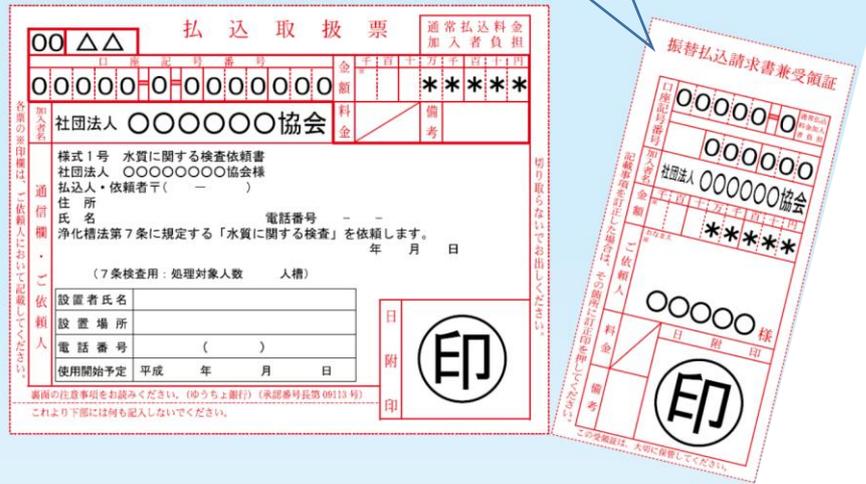
添付用台紙

※この台紙を用いずに「振替払込請求書兼受領証」を直接コピーして建築確認申請書や浄化槽設置届書に添付しても構いません

浄化槽法第7条検査
(設置後の水質検査)
振替払込請求書兼受領証
写し貼付欄

払込後のこの部分の
写しの提出が必要です。

「振替払込請求書兼受領証」
の原本は申請者(届出者)本人
の控えとしてください。



○ 浄化槽法定検査手数料払込取扱票の入手先

(一社) 埼玉県浄化槽協会 法定検査部	(一社) 埼玉県環境検査研究協会
住所 深谷市田谷 1 1	住所 さいたま市北区土呂町 1-50-4
電話 048-501-5707	電話 048-778-8700

○ 指定検査機関<(一社) 埼玉県浄化槽協会、(一社) 埼玉県環境検査研究協会>の検査実施地域

※浄化槽を設置する市町村によって
法定検査の実施機関が異なります。
※右記の地図で確認し、該当する実
施機関が発行する払込取扱票を使用
してください。

(一社) 埼玉県浄化槽協会 28市町
(一社) 埼玉県環境検査研究協会 35市町村

